

諮問番号：令和8年度諮問第2号

答申番号：令和8年度答申第2号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「請求人」という。）が令和7年7月23日付けで提起した、処分庁練馬区長が同年4月30日付けで行った生活困窮者住居確保給付金不支給決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（同年7月29日付け7練総法第628号。事件名「生活困窮者住居確保給付金不支給決定処分取消請求事件」）について、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 関連法令

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）
- (2) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。弁明書添付の証拠書類1）
- (3) 練馬区生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱（平成27年4月13日26練福経第21074号。以下「実施要綱」という。弁明書添付の証拠書類4）

#### 2 本件審査請求に至る経緯（争いのない事実）

##### (1) 請求人による申請

令和7年2月27日、請求人は、処分庁に対して、省令第13条に基づく生活困窮者住居確保給付金（以下「本件給付金」という。）の支給の申請を行った（以下「本件申請」という。弁明書添付の証拠書類2）。

##### (2) 本件給付金の支給要件

本件給付金の支給要件は、別紙記載の省令第10条第4号が定めており、同号記載の「基準額」は、練馬区における請求人のような単身世帯では8万4,000円である（省令第4条第1号イ、地方税法（昭和25年法律第226号）、実施要綱第6条および別表）。

すなわち、請求人が本件給付金を受給するためには、請求人が保有する金融資産の合計額が、上記基準額に6を乗じた額50万4,000円以下であることが要件となる（省令第10条4号）。

##### (3) 請求人が保有する金融資産

本件申請に当たり、請求人は、金融資産としてB銀行の預金20万円を保有すると申告した（弁明書添付の証拠書類2、同8ないし10）。

その後の処分庁から請求人に対する質問により、請求人が、C銀行と株式会

社Dにも口座を有していることが判明した。

そのため、処分庁は、請求人に対して、上記金融資産について、口座情報や入出金履歴および残高が分かる資料の提出を求めた。

(4) 請求人の対応

ア 令和7年4月16日、請求人は処分庁を訪問し、株式会社Dの口座における令和6年12月26日から令和7年2月25日までの取引履歴（弁明書添付の証拠書類6）を提出した。

上記資料により、請求人が上記期間中において、株式会社Dの口座を通じてイーサリアム(ETH)、ビットコイン(BTC)、リップル(XRP)、ソラナ(SOL)、ترون(TRN)といった暗号資産の取引を行い、合計約210万円を外部に送金したことが判明した（弁明書添付の証拠書類6）。

そのため、処分庁は、請求人が保有する金融資産を明らかにすべく、請求人に対して送金された資産が本件申請をした日（以下「本件申請日」という。）において請求人の資産であるか否かを質問し、追加資料の提出を求めた。

イ 令和7年4月21日、請求人は処分庁に架電し、暗号資産のうち換価できるものは全て換価した旨述べた。

請求人は、同月22日、処分庁を訪れ、株式会社Dの口座における同年2月28日から同年4月22日までの取引履歴（弁明書添付の証拠書類7）を提出し、同月9日における45万7,163円の出金は暗号資産を換価したものであると説明した。

処分庁は、請求人に対して、株式会社Dにおける取引履歴（弁明書添付の証拠書類6および7）だけでは送金先口座の詳細を確認することができないとして、同月30日までに上記(2)の支給要件を確認できる資料を提出するよう求めた。同年4月22日より後に請求人から処分庁に対して追加提出された書類はない。

(5) 本件処分

以上の経緯を踏まえ、令和7年4月30日、処分庁は、省令第13条が規定する支給手続の要件を満たさないことを理由とする本件処分を行った（弁明書添付の証拠書類3）。

(6) 本件審査請求

請求人は、令和7年7月23日付け書面により、本件審査請求を行った。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 請求人の主張

請求人については、本件給付金の支給要件を満たしているのであるから、これを不支給とした本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

請求人は、本件申請の後も、処分庁の求めに応じて、令和7年4月16日および同月22日に、処分庁に可能な限り資料を提出した。

また、請求人が購入した暗号資産は、株式会社Eの指示を受け購入したものであるが、これら資産は同社に詐取されて係争中であるから（東京地方裁判所令和7年（ワ）第4362号）、換価不可能であり、本件給付金の支給要件を考慮する上において資産として評価されるべきものではない。

## 2 処分庁の主張

本件給付金の支給に当たっては、省令が支給要件を定めており、処分庁においてこの要件を満たすか否かを確認する必要がある。

請求人における支給要件の該当性は、本件申請日を基準に判断すべきところ、請求人が保有する金融資産について、本件申請の前に請求人が株式会社Dの口座から約210万円を送金した事実以外の状況が不明確であった。

そのため、処分庁は請求人に対して、複数回にわたり金融資産に係る資料の提出を求めたものの、請求人がこれに応じなかったため、支給要件を確認できなかった。

また、請求人は株式会社Eに暗号資産を詐取されたとの主張は、本件申請日における金融資産の額の判断とは無関係であり、さらに、令和7年4月7日から同月9日までに換価された暗号資産の額（45万7,163円）を考慮すると、本件申請日における金融資産の額が基準となる50万4,000円を超えていた可能性すらある。

処分庁は、本件申請の受付後に必要書類の提出に関して請求人に適切に通知や説明を行っており、行政手続上の義務を果たしているのであるから、この点においても本件処分に違法不当な点は見当たらない。

## 第4 審理員意見書の要旨

本件給付金の支給要件は、法、省令および実施要綱により定められており、請求人については、令和7年2月27日の本件申請日において保有する金融資産の額が50万4,000円以下である場合に支給の対象となる。

また、本件申請日において請求人が申告した金融資産の額は、B銀行の預金約20万円のみであった（弁明書添付の証拠書類2、同8ないし10）。

しかしながら、本件申請後、請求人が、C銀行と株式会社Dにも口座を有していること、本件申請日に先立つ約2か月の間に株式会社Dの口座から計約210万円を送金したことが判明し、この事実には争いはない。

加えて、請求人は、本件申請の後である令和7年4月9日に、暗号資産を45万7,163円にて換価したことを自認するものである。

そのため、本件申請日において請求人が保有した金融資産の額は、現時点においても判然としないのであるから、本件給付金の支給要件を確認できなかったこ

とを理由とする本件処分に違法不当な点はない。

したがって、本件処分に取り消されるべき点は見当たらない。

また、処分庁は、請求人に対して、本件申請の後に追加書類の提出を求めていたところ、その猶予期間もまた十分なものと言え、その他本件処分につき、違法不当な点は見当たらない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第5 審査庁の判断の要旨

### 1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

### 2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

## 第6 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

1 令和8年4月6日 審査庁からの諮問の受付

2 令和8年4月17日 審議

3 令和8年5月28日 審議

4 令和8年6月8日 答申

## 第7 審査会の判断の理由

### 1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

### 2 本件処分の適法性について

#### (1) 争点整理

審理関係人の主張を踏まえ、本件の争点は、本件申請日において本件給付金の支給要件を満たしているか否かである。

#### (2) 争点に対する判断

本件給付金の支給要件は、法、省令および実施要綱により定められており、請求人については、令和7年2月27日の本件申請日において保有する金融資産の額が50万4,000円以下である場合に支給の対象となる。

また、本件申請日において請求人が申告した金融資産の額は、B銀行の預金約20万円のみであった（弁明書添付の証拠書類2、同8ないし10）。

しかしながら、本件申請後、請求人が、C銀行と株式会社Dにも口座を有していること、本件申請日に先立つ約2か月の間に株式会社Dの口座から計約210万円を送金したことが判明し、この事実を争いはない。

加えて、請求人は、本件申請の後である令和7年4月9日に、暗号資産を45万7,163円にて換価したことを自認するものである。

そのため、本件申請日において請求人が保有した金融資産の額は、現時点においても判然としないのであるから、本件給付金の支給要件を確認できなかったことを理由とする本件処分に違法不当な点はない。

したがって、本件処分に取り消されるべき点は見当たらない。

また、処分庁は、請求人に対して、本件申請の後に追加書類の提出を求めていたところ、その猶予期間もまた十分なものと言え、その他本件処分につき、違法不当な点は見当たらない。

### (3) 小括

本件処分は、これらの法令等の適用の結果によるものであり、その適用に誤りはない。

## 3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 宇野 康枝

委員 柴間 敬